

# 身延町地球温暖化対策実行計画

## 平成 28 年度改定版

平成 28 年 4 月

身 延 町

## 目次

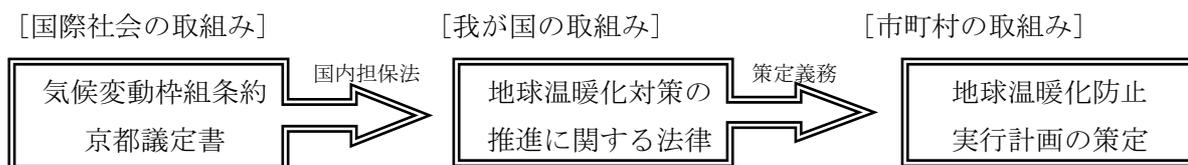
第1章	計画策定の背景	1
第2章	基本的事項	
	1. 計画の目的	2
	2. 計画の期間	2
	3. 調査の基準期間	2
	4. 計画の範囲	2
第3章	温室効果ガス排出量の目標	
	1. 全体目標	3
	2. 排出削減に向けた本町の取組項目	5
第4章	計画の推進管理	
	1. 推進体制	7
	2. 推進員	7

## 第1章 計画策定の背景

近年の異常気象（大型勢力の台風、ハリケーン、局所的豪雨、真夏日の増加等）や地球の異常現象（南極氷河の崩落、アルプス氷河の消滅等）は、誰しもが感じるところでありますが、これら、現在地球に起こっている異常現象は、わたしたち人類が生活の利便性を追及することにより、生活活動から大量に排出される、二酸化炭素に代表される温暖化ガスの影響ではないかと推測されています。

このことから、地球温暖化問題に対処するため、1992年の地球サミットでは、「持続可能な開発のための人類の行動計画」や「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化防止に向けた国際的な取組みが始まりました。この「気候変動枠組条約」に基づき、1997年12月に、地球温暖化防止に関する国際会議が京都で開催され、2005年2月には、「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下、京都議定書）」が正式に発効されました。京都議定書は、「地球温暖化」を防止するための「国際的な約束」であると同時に、将来の世代が住みよい地球で生活するための「未来への約束」でもあります。日本は、今後、地球温暖化防止京都会議のホスト国として、我が国の国際約束である温室効果ガスの削減6%を達成することは、当然の国際的な義務となりますが、それだけでなく、行政・事業者・国民が一体となり、他国に先んじて早急に脱温暖化の社会作りを進める必要があります。

身延町では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地球温暖化対策実行計画を策定しました。



## 第2章 基本的事項

### 1. 計画の目的

この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、身延町（以下、本町）が事業者として行う事務・事業に関する温室効果ガス排出量を把握するとともに、排出削減に向けた取組み項目を定め、実行することで、地球温暖化防止対策の推進を図ることを目的とするものです。

### 2. 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。その間、計画の進捗状況等を踏まえつつ、必要に応じて行動計画の見直しを実施し、機動的に対応していきます。

### 3. 調査の基準期間

調査の基準期間は、平成26年度とします。

### 4. 計画の範囲

#### (1) 実行計画の対象とする組織・施設等の範囲

計画の排出量調査・削減目標対象施設は以下のとおりとします。

削減目標対象施設		
身延町役場本庁舎	西嶋学童保育室	なかとみ和紙の里・現代工芸美術館
身延町役場身延支所	久那土小学校	甲斐黄金村湯之奥金山博物館
身延町役場下部支所	下部小学校	身延町総合文化会館
古関出張所	西島小学校	中富総合会館
久那土出張所	原小学校	身延福祉センター
下部地区公民館	下山小学校	
中富すこやかセンター	身延小学校	
門野の湯	大河内小学校	
久那土保育所	身延中学校	
常葉保育所	中富学校給食センター	
静川保育所	身延学校給食センター	
原保育所	中富浄化センター	

(2) 実行計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、  
ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄  
(SF<sub>6</sub>) があります。

この計画では、その中でも排出量が多い二酸化炭素を温室効果ガスの対象とします。

対象物質		主な発生源
1	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼 など
対象除外物質		主な発生源
2	メタン (CH <sub>4</sub> )	家畜の反芻、糞尿 自動車の走行 など
3	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	窒素肥料の施肥、家畜の糞尿 自動車の走行 など
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫・カーエアコンの冷媒 廃棄時の漏洩 など
5	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体のエッチングガス 半導体製品の洗浄 など
6	六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	半導体のエッチングガス 電気絶縁ガス など

### 第3章 温室効果ガス排出量の目標

#### 1. 全体目標

身延町では、これまでの施設等から出る温室効果ガス総排出量を削減(抑制)し、平成18年度から平成22年度で、基準年度(平成16年10月から平成17年9月)に比べ651t-CO<sub>2</sub>削減してきました。

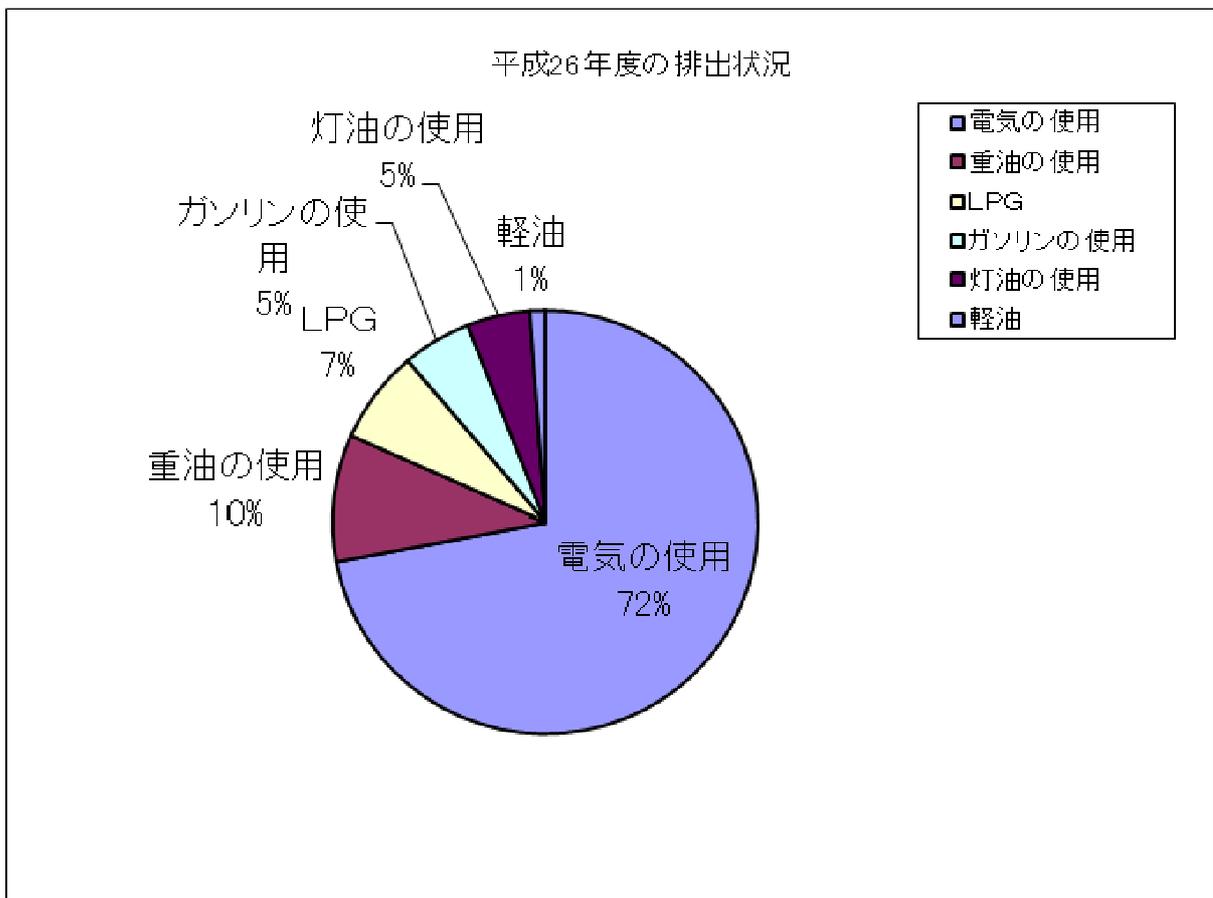
近年、事務所移転や学校統合等により実行計画の対象となる施設が減少しましたので改めて目標を設定し、これまでの取組で留まることなく地球温暖化対策の推進を図ります。

目標 : 平成32年度までに温室効果ガス総排出量を、平成26年度に比べ、8%削減します。

平成26年度	総排出量	1,732,793 kg-CO <sub>2</sub>
削減目標	8%	138,623 kg-CO <sub>2</sub>
平成32年度	目標総排出量	1,594,170 kg-CO <sub>2</sub>

平成 26 年度の排出状況

	二酸化炭素排出量	割合
電気の使用	1,248,580	72%
重油の使用	166,558	10%
LPG	123,724	7%
ガソリンの使用	90,819	5%
灯油の使用	82,877	5%
軽油	20,235	1%
合計	1,732,793	100%



## 2. 排出削減に向けた本町の取組項目

本町では、温室効果ガス排出削減にむけた数値目標の達成のため共通する項目について直接削減項目と間接削減項目に別け、町全体で実施して行きます。また、削減目標設定施設においては、重点をおいて取組む項目を設定しました。

### 【直接削減項目（エネルギーの消費等）】

- 昼休みは、必要箇所以外は消灯します。
- 照明機器は定期的に清掃します(目安：2回/年)。
- 照明機器は定期的に交換します(目安：9,000時間)。
- 白熱電球を省エネ型蛍光灯に切り替えます。
- 照明エリアに配慮したスイッチ回路を導入します。
- 照度を点検し、明るすぎる場所は蛍光灯を間引きします。
- 退庁時は、OA機器等の主電源を切るようにします。
- クールビズ・ウォームビズにより空調の使用をできる限り控えます。
- 空調吹出口を物でふさがないように配慮します（空調効率の考慮）。
- 空調のフィルターを定期的に清掃します（目安：2ヶ月に最低1回）。
- 室外機は直射日光が当たらない場所に設置します。
- エアコンの温度設定を管理します(目安：夏28度、冬19度)。
- 夏季には緑のカーテンを実施します。
- 冷暖房を作業エリア毎に操作可能な状態にします。
- ノー残業デーを取り入れます。
- 太陽熱、太陽光を利用できるように工夫します。
- 公共交通機関をできる限り利用します。
- エコドライブ運動を呼びかけ実践します(アイドリングストップ、急発進等)。
- 低公害車、低燃料車を出来る限り優先的に導入します。
- 近隣地への移動は、原則として公用車を利用せず、徒歩・自転車を利用します。
- 給湯器の種火は使用後に消すように心がけます。
- 公用車の管理を行います（使用時の走行距離、車両ごとの月燃料使用量）。
- ガス、石油ストーブの設定温度は適切な設定にします。
- ボイラー等の運転効率を高めるために適正に管理（空気比、メンテ）します。

## 【間接削減項目（節水・用紙の使用・分別等）】

- 両面印刷、両面コピーを実践し、印刷用紙を削減します。
- 用紙の裏面を再利用します。
- ポスター、パンフレット等をメモ用紙に利用し、用紙を削減します。
- コピーミス、印刷ミスがないよう心がけます。
- 資料を部内、施設内で共有し個人用資料は印刷しないよう努めます。
- 回覧、掲示板の利用で情報を伝達し、配付枚数は減らします。
- 職員同士の FAX はできる限り送信状を使用しないよう心がけます。
- 内外機関との連絡はなるべく電子メールで対応します。
- 会議資料は、OHP・パワーポイント等を利用し、用紙を削減します。
- 事前配付した会議資料は当日持参を促します。
- 水を使用(手洗い、洗浄)する際は水量を最小限に心がけます。
- 節水に効果のある節水コマや感知式自動水洗等の設置を検討します。
- 可能な限り女性トイレに流水音発生装置を設置します。
- 可能な限り雨水、排水再利用設備を設置します。
- 内部機関との連絡は使用済み封筒を利用します。
- 事務用品、備品等はグリーン購入製品を優先して購入するようにします。
- 電気機器、OA 機器等はエコマーク製品等を積極的に購入します。
- 食事の際は、できる限り割り箸を利用しません。
- 個人情報等シュレッダー処理の必要な書類を決めます。
- 可能な限りリサイクル可能なシュレッダー（ひきちぎり破砕）を導入します。
- HFC を冷媒としている機器の廃棄には処理方法を理解し、回収・再利用・廃棄に配慮します。
- ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。
- 冊子等の印刷物を作成する場合は、「再生紙使用」・「古紙使用率」等の表示をします。
- 各種印刷物の作成部数を随時見直し、必要最小限とします。

## 第4章 計画の推進管理

### 1. 推進体制

この計画の推進ための事務局は、環境下水道課に置きます。事務局は、この計画の推進管理を行うとともに、地球温暖化対策に対する新たな知見などについて定期的に職員に伝えるなど、本町の地球温暖化対策を効果的・効率的に推進します。

### 2. 推進員

この計画の実行責任者として、各施設、各部署で推進員を選任します。推進員は、取り組み内容について、職場での実践活動を推進するとともに、取り組み状況について定期的に事務局に報告します。

## 『身延町地球温暖化対策実行計画』

平成28年度改定版

●発行日 平成28年 3月

●発行者 身延町 環境下水道課

〒409-3423

山梨県南巨摩郡身延町飯富2241-75

TEL 0556-42-4814